

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年1月5日

月曜日

第5466号

目

次

告示

- 浄化槽の指定検査機関の指定についての一部改正
○地籍調査の成果の認証

1

2

正誤

- 令和3年5月24日付け第4789号富山県公安委員会規則第6号
○令和7年11月26日付け第5452号富山県公安委員会規則第11号

3

告示

富山県告示第1号

浄化槽の指定検査機関の指定についての一部改正について

浄化槽の指定検査機関の指定について（令和3年富山県告示第154号）の一部を
次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年1月5日

富山県知事 新田八朗

3の(1)及び(2)を次のように改める。

3 検査手数料

(1) 浄化槽法第7条第1項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	12,000円
11人以上 20人以下	13,000円
21人以上 100人以下	14,000円
101人以上 300人以上	17,000円
301人以上 500人以上	20,000円

501人以上 2000人以上	23,000円
2001人以上	27,000円

(2) 凈化槽法第11条第1項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	7,000円
11人以上 20人以下	9,000円
21人以上 100人以下	10,000円
101人以上 300人以上	13,000円
301人以上 500人以上	15,000円
501人以上 2000人以上	19,000円
2001人以上	23,000円

富山県告示第2号

地籍調査の成果の認証について

射水市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年1月5日

富山県知事 新田八朗

1 調査を行った者の名称

射水市

2 調査を行った時期

令和2年5月26日から

令和6年3月11日まで

3 成果の名称

射水市（大字広上の一部、大字西広上の一部）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

射水市大字広上の一部、大字西広上の一部

5 認証年月日

令和7年12月16日

正誤

令和3年5月24日付け第4789号富山県公安委員会規則第6号「富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁 3	行 上から 2	誤	正
		電子署名等に係る地方公共団体 情報システム機構の認証業務に に関する法（平成14年法律第 153 号）	電子署名等に係る地方公共団体 情報システム機構の認証業務に に関する <u>法律</u> （平成14年法律第 153号）

令和7年11月26日付け第5452号富山県公安委員会規則第11号「富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
2	上から 7	対象となる手続	<u>(対象となる手続)</u>
3	上から 2	申請等に係る署名等に代わる措置	<u>(申請等に係る署名等に代わる措置)</u>
4	上から 1	1 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力	<u>(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力</u>
	上から 3	2 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の富山県公安委員会又は富山県警察本部長の定めるところにより行う届出	<u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の富山県公安委員会又は富山県警察本部長の定めるところにより行う届出</u>

令和8年1月5日印刷発行

発行 富山県
富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
